

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第3条第3項及び
第7条第3項の規定に基づく中央環境審議会への諮問について

1. 概要

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）第3条第3項及び第7条第3項の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の策定及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項（以下「判断基準」という。）の改定について、別添1のとおり中央環境審議会に諮問した。

諮問した事項の審議は、別添2のとおり循環型社会部会に付議された。具体的な内容の検討は食品リサイクル制度見直しの一環として、循環型社会部会食品リサイクル専門委員会において行うこととした。

2. 経緯

食品リサイクル法については、前回の食品リサイクル法の改正の施行（平成19年12月）から5年が経過し、同法の施行状況の点検の時期が到来したことから、平成25年3月から平成26年6月まで、計11回にわたり、中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会と食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会との合同会合において施行状況の点検・評価の検討を行ってきた。平成26年6月30日に開催された同合同会合において、「今後の食品リサイクル制度のあり方について」（案）（以下「とりまとめ案」という。）が作成された。とりまとめ案については、部会の御決議をいただいた場合には、中央環境審議会の意見具申とする予定である。この意見具申を踏まえ、新たな基本方針の策定及び判断基準の改定を検討するに当たり、食品リサイクル法の規定に基づき、中央環境審議会に諮問したものである。

3. 食品リサイクル専門委員会における検討

（1）検討事項

- ①食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の策定に関する事項。
- ②食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定に関する事項。

（2）今後の予定

当面、食品リサイクル専門委員会を食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会との合同で開催し、今年中を目途に結論を得る。

- ・平成 26 年 10 月～12 月 合同会合を開催、答申（案）を審議
- ・平成 27 年 1 月 目途 中央環境審議会循環型社会部会（答申案）
- ・平成 27 年 2 月～3 月 新たな基本方針の策定（告示）及び判断基準（省令）改正等
- ・平成 27 年 4 月 新たな基本方針に基づく目標及び判断基準（省令）の改正等の施行

大
質問第383号

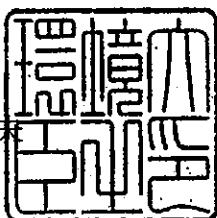
環境企発第1409261号

平成26年 9月26日

中央環境審議会

会長 武内和彦 殿

環境大臣 望月義夫



食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の策定等について（諮問）

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第3条第3項及び第7条第3項の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

1. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の策定に関すること。
2. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定に関すること。

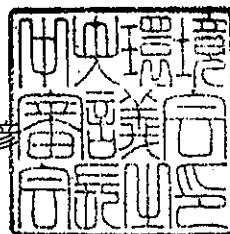


(別添2)

中環審第787号
平成26年9月30日

中央環境審議会 循環型社会部会
部会長 浅野 直人 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の策定等について（付議）

平成26年9月26日付け諮問第383号、環廃企発第1409261号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、循環型社会部会に付議する。

(別添3)

(参照条文)

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年六月七日法律第百十六号）（抜粋）

(基本方針)

第三条 主務大臣は、食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量（以下「食品循環資源の再生利用等」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、政令で定めるところにより、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向
- 二 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標
- 三 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項
- 四 環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項
- 五 その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを改定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴かなければならぬ。

4 (略)

(食品関連事業者の判断の基準となるべき事項)

第七条 主務大臣は、食品循環資源の再生利用等を促進するため、主務省令で、第三条第二項第二号の目標を達成するために取り組むべき措置その他の措置に関し、食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

- 2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、食品循環資源の再生利用等の状況、食品循環資源の再生利用等の促進に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。
- 3 主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又はこれを改定しようとするとときは、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令（平成十三年四月二十五日政令第百七十六号）（抜粋）

（基本方針）

第三条 法第三条第一項の基本方針は、おおむね五年ごとに、主務大臣が定める目標年度までの期間につき定めるものとする。

○中央環境審議会議事運営規則（抜粋）

（部会）

第四条 審議会に、次に掲げる九部会を置く。

一 （略）

二 循環型社会部会

三～九 （略）

2・3 （略）

（諮問の付議）

第五条 会長は、環境大臣又は関係大臣の諮問を適当な部会（前条第一項及び第三項に規定する部会をいう。以下同じ。）に付議することができる。